

ご存知ですか？男女雇用機会均等法

Q 1 清掃員で、女性トイレの清掃を含む場合、女性のみを採用することは問題ありますか？

A 1 女性トイレは個室になっており、女性の裸を見ること等風紀上の問題は生じないと考えられるので、女性のみを採用方針により、女性のみを採用することは法違反になります。

Q 2 出産・子育てで離職した女性の再就職・再就業は困難な場合が多いため、出産・子育てで離職した女性を優先的に雇用することを意図して希望求人を出すこと、あるいは優先して採用することは、問題ありますか？

A 2 募集・採用に当たって女性を優先することは、男女雇用機会均等法第8条に規定するポジティブ・アクション以外の取扱いは違反となります。

Q 3 男性社員には、通常の業務のみに従事させています。女性社員には通常の業務に加え、会議の庶務、お茶くみ、掃除当番の雑務を行わせていますが、問題はありますか？

A 3 配置における業務の配分に当たって、男女で異なる取扱いをすることに当たり、法違反になります。

お問い合わせはこちらまで



宮崎労働局 雇用均等室

住所/宮崎市橋通東3丁目1-22

TEL0985-38-8827 FAX0985-38-8831

宮崎労働局URL /<http://miyazaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>